

汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループの設置について(案)
- 清涼飲料水の規格基準(汚染物質)の改正に係る食品健康影響評価の進め方 -

1 経緯

- (1) 平成15年7月1日付けで厚生労働省が食品安全委員会に意見を求めてきた清涼飲料水に係る食品健康影響評価については、食品安全委員会において、汚染物質専門調査会で審議することとされた。
- (2) 汚染物質専門調査会では、本件の効率的な審議のため、情報収集の進んだものから小グループにより評価書案を検討したうえで専門調査会に提案することとされた。
その過程の中で、発がん物質の取り扱い等について、汚染物質専門委員以外の専門家（発がん性・遺伝毒性等）の意見を参考にする必要があるとの意見があり、汚染物質専門調査会と、発がん性、遺伝毒性の専門家がいる化学物質専門調査会の協力を得て審議することが適当と考えられた。
- (3) このことから、汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会との合同専門調査会により審議を行うこととするが、合同専門調査会を開催して審議する場合には、専門委員の人数が多いことから、効率的な審議が困難であると考えられる。
- (4) これらの事情を踏まえ、汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会において毒性、分析、発がん性、遺伝毒性の専門家等からなる合同ワーキンググループを設置し、審議することとする。

2 運営

(1) 合同ワーキンググループ（WG）の設置

汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会、両専門調査会の下に、毒性、分析、発がん性、遺伝毒性等を専門とする委員の合同ワーキンググループを設置する

(2) 合同ワーキンググループ（WG）の構成

合同WGは、汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会に属する専門委員から構成する。

合同WGには委員の互選により座長をおき、座長が議事を司る。

また、座長が必要と認めた場合には、専門委員以外の有識者に参考人として参加を求めることができるものとする。

(3) 評価結果の取り扱い

合同WGの評価結果については、汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会に報告するとともに、求めに応じ、食品安全委員会に説明する。

○ 水道法とコーデックス規格

(単位:mg/l)

番号	物質名	水道法		コーデックス規格	
		水質基準値 ⁽¹⁾	水質管理目標値 ⁽²⁾	ナチュラルミネラルウォーター	ボトルド・パッケージドウォーター ⁽³⁾
1	カドミウム	0.01		0.003	0.003
2	クロム	0.05		0.05	0.05
3	水銀	0.0005		0.001	0.001
4	セレン	0.01		0.01	0.01
5	鉛	0.01		0.01	0.01
6	ヒ素	0.01		0.01	0.01
7	シアン	0.01		0.07	0.07
8	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10	(亜硝酸:0.05)	(硝酸:50) (亜硝酸:0.02)	(硝酸:50) (亜硝酸:3(慢性0.2))
9	ふっ素	0.8		注) (4)	1.5
10	ほう素	1		5	0.5
11	四塩化炭素	0.002			0.004
12	1,4 - ジオキサン	0.05			0.05
13	1,1 - ジクロロエチレン	0.02			0.03
14	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04			0.05 (1,2-ジクロロエチレン)
15	ジクロロメタン	0.02			0.02
16	テトラクロロエチレン	0.01			0.04
17	トリクロロエチレン	0.03			0.07
18	ベンゼン	0.01			0.01
19	臭素酸	0.01			0.01
20	クロロホルム	0.06			0.2
21	ジブロモクロロメタン	0.1			0.1
22	ブロモジクロロメタン	0.03			0.06
23	ブロモホルム	0.09			0.1
24	総トリハロメタン	0.1			
25	クロロ酢酸	0.02			0.02
26	ジクロロ酢酸	0.04			0.04
27	トリクロロ酢酸	0.2			0.2
28	ホルムアルデヒド	0.08			0.9
29	銅	1		1	2
30	マンガン	0.05		0.5	0.5
31	アンチモン		0.015	0.005	0.018
32	ウラン		0.002(暫定)		0.009
33	ニッケル		0.01(暫定)	0.02	0.02
34	亜硝酸性窒素		(亜硝酸:0.05)		(亜硝酸:3(慢性0.2))
35	1,2-ジクロロエタン		0.004		0.004
36	トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04		0.05 (1,2-ジクロロエチレン)
37	1,1,2-トリクロロエタン		0.006		
38	トルエン		0.2		0.7
39	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		0.1		0.008
40	亜塩素酸		0.6		0.7
41	塩素酸		0.6		0.7
42	二酸化塩素		0.6		
43	ジクロロアセトニトリル		0.04(暫定)		0.09(0.02 暫定値)
44	抱水クロラール		0.03(暫定)		0.01
45	塩素(残留塩素)		1		5
46	1,1,1 - トリクロロエタン		0.3		2
47	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル		0.02		
48	バリウム			0.7	0.7

注)(1)水質基準に関する省令

(2)厚生労働省健康局長通知

(3)コーデックス規格 ボトルド・パッケージドウォーター:WHO飲料水ガイドラインに準じる

(4)ふっ素:1mg/l を越える場合「ふっ素化合物含有」ラベル上に表示、

2mg/l を越える場合「本製品は幼児及び7歳未満の児童には適しません」ラベル上に表示